



2022 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 ニフティライフスタイル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 成田 隆志  
(コード：4262、東証グロース)  
問合せ先 取締役経営管理部長 守谷 和俊  
(TEL：03-5937-3567)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月15日開催予定の第5回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

###### ① 場所の定めのない株主総会を可能とする変更

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会）の開催が可能となりました。このような法改正を受け、当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第13条第2項に場所の定めのない株主総会の開催に関する規定追加を行うものです。

###### ② 株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされました。電子提供制度は上場会社に対して強制適用されるため、当社では2023年3月以降の株主総会から電子提供制度が適用されます。

電子提供制度適用会社では、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりますので、定款第15条に所要の規定を新設するものです。

また、現行定款第15条の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は、電子提供制度の導入により不要となるため削除するものです。

###### ③ 附則の定め

①および②の変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。

## 2. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第13条(招集) 当社の定時株主総会は、毎年6月までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第13条(招集) 当社の定時株主総会は、毎年6月までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p> <p><u>2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第15条(電子提供措置等)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、会社法325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(附則)</u> <u>第1条(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u> 変更案第13条(招集)第2項の新設は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の</p>

現行定款	変更案
	<p><u>定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条の規定は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p> <p><u>第2条（電子提供措置等に関する経過措置）</u>  <u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月15日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月15日（予定）

以 上